

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		規準及び事業計画の修正命令（個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1の市町村の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）
根拠法令及び条項		土地区画整理法第51条の8第3項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	第51条の8第3項の規定による。 3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、第五十一条の二第一項に規定する認可を申請した者に対し規準及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないとき認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）